区民が安心して利用できる福祉サービスを提供する

取り組みの方向性(1)

地域の相談支援体制を充実させる

生活の手助けが必要になった時に安心して福祉サービスを利用するためには、気軽に相談することができ、解決につなげることができる体制づくりが重要になります。区や社会福祉協議会をはじめとする各主体が多種多様な福祉サービスを用意していますが、どのサービスが適切なのかわかりにくい面もあります。地域の相談機関である民生委員・児童委員と各支援センターなどが連携し、いろいろな相談をすばやく適切な支援・サービスにつなげていく、総合的な相談支援体制をつくることが求められています。



これまでの取り組みと成果

【平成27年度までの到達目標】(前期計画から引用)

- ◆ 区、社会福祉協議会をはじめとする各相談機関間の連携が強化されています。
- ◆ 区民が利用しやすい、総合的な福祉相談窓口体制が検討され、整備が進められています。

高齢者の分野では高齢者支援総合センターごとの見守りネットワーク会議、子どもの分野では子育て支援総合センターを中心とする要保護児童対策地域協議会などにより、関係機関の情報交換や連携が図られてきました。

実際の相談支援の中でも、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、各支援センターなどで受けた相談、発見した課題を、他の機関につないだり、協力して解決したりした事例がみられます。

≪ヒアリングから≫

- ・近所の一人暮らしの高齢者から見守り や学習に関する相談を受けて、ボラン ティアセンターで仲介して問題を解決 した。(社会福祉協議会)
- ・相談を受けると高齢者支援総合センターにつなぐことが多い。すばやく対応してくれる。主任児童委員は子育て支援総合センターとの連携が多い。(民生委員・児童委員協議会会長会)

≪アンケートから≫

・地域住民や関係機関が行う活動や話し合いに――「参加・協力したことがある」100%。(各支援センター、児童館)

各関係機関の連携は強化されてきましたが、今以上に関係機関や他団体との連携を図り、ネットワークづくりを進めたいとする意見もあるように、連携をさらに強化していく必要があります。

どこに相談したらいいかわからないという人や、相談に行くことに抵抗がある人に対し、相談機関を PRする、多様な相談を受けられるようにする、地域に密着した身近な相談体制をつくるといったこと も必要です。

また、休日や夜間の対応など、切れ目ない支援体制のために警察や消防と連携するといった、より多くの関係機関との連携も求められています。

≪アンケートから≫

- 関係機関との連携やネットワークを進め たい。(高齢者みまもり相談室)
- ・子育て相談の窓口としての役割を担い、 子育て支援サービスへつなげたい。(児童 館)
- ・障害や子育ての問題にも対応できるように したい。(高齢者支援総合センター)

≪ヒアリングから≫

- ・地元住民が主に地域の問題を感知できるのは土日や夜間であり、その時間帯に緊急で対応する必要があるときにどうするかが課題である。(民生委員・児童委員協議会会長会)
- 支援センターの職員と地域との信頼関係をつくるのは、時間がかかる。(民生委員・児童委員協議会会長会)

平成32年度の目指すべき地域の姿

◆ 身近な窓口でさまざまな問題に関する相談が気軽にできるようになっており、また、迅速に対応・解決できる体制が確立されています。

これからの取り組み

民生委員・児童委員、社会福祉協議会など、身近な地域における相談機関や、高齢者支援総合センター(高齢者)、障害者福祉課及び保健センター(障害者)、子育て支援総合センター(子ども)における対象者ごとの相談支援体制の充実を図るとともに、相談機関相互の連携・協働を強化し、多様な地域の課題に迅速に対応し支援にあたることができるようにしていきます。

その中で、各機関がお互いの専門分野や機能を知り、つながりを強め、適切な役割分担と協力の中で支援を進めていけるような、プラットフォームによる相談支援体制の充実を進めていきます。また、福祉総合型高齢者支援総合センター¹の整備を進め、高齢者のみならず、障害者に関する相談など、福祉に関する様々な相談に対応できる体制を整えます。

¹ たちばな高齢者支援総合センターと文花高齢者みまもり相談室を一体的に設置した上で、介護と医療の連携のための医療専門職を配置し、さらに障害者に関する相談にも応じる総合窓口を備えた施設として、平成30年度に文花一丁目に整備予定です。

各主体の役割と取り組み

区・社会福祉協議会の役割と取り組み

〇役割

・それぞれの相談支援機関の充実を図るとともに、連携を強化し、どこに相談しても必要な 支援につながるような体制をつくります。

○取り組み

08 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、区の相談支援機関の連携強化

(厚生課・社会福祉協議会)

事業概要

民生委員・児童委員協議会の全体会や地区会、地区連絡協議会(四者協)、各専門部会において、社会福祉協議会や区の相談支援機関からの情報提供を積極的に行います。民生委員・児童委員からの地域情報の把握にも努めます。連携を深めることで、区民からの相談があった場合に、すぐに適切な相談支援機関につなげる体制を整えます。

これまでの実績

事業目標(平成28年度から平成32年度)

[厚生課]

【数値的な実績】(H26)

民生委員·児童委員協議会全体会:6回

会長会:11回 地区会:4回 専門部会:21回

地区連絡協議会(四者協):1回

【質的な実績】

全体会では、全民生委員・児童委員が参加し、区の関係機関や社会福祉協議会などからの情報提供を受けています。

会長会では、都の常任協議会で得た情報を各地区 の会長等で共有し、地区会で各委員へ周知します。 区の相談支援機関との意見交換を行う場になって います。

専門部会では、都の部会で得た情報を地区会で報告し、地域での活動の参考としています。

地区連絡協議会では、子どもに関する地域の課題 や現状について関係機関と協議・情報交換し、地 域内での横のつながりをつくっています。

[社会福祉協議会]

【質的な実績】

ふれあいサロンや小地域福祉活動を通じ、地域の 情報が民生委員・児童委員に入りやすくなりました。

新任民生委員への実務説明会などで社会福祉協議 会の事業について説明しました。

[厚生課]

【質的な目標】

会長会、専門部会、地区連絡協議会で得た情報を地区会、全体会を通して、個々の民生委員・児童委員に伝えていくことで、区民から相談があった場合に、適切かつ迅速に相談支援機関へつないでいけるよう民生委員・児童委員としての資質を高めます。

[社会福祉協議会]

【質的な目標】

ふれあいサロンや小地域福祉活動により、民 生委員・児童委員と地域とのつながりを強め、 困っている人の情報が民生委員・児童委員に 届きやすくなるようにします。

新任民生委員への実務説明会などで社会福祉 協議会の事業について説明し、民生委員・児 童委員が地域住民に案内できるようにしま す。

高齢者支援総合センター・高齢者みまもり相談室の充実

高齢者福祉課

福祉総合型高齢者支援総合センターの整備

高齢者福祉課

――保健センターの相談機能の充実(精神保健相談など)

向島・本所保健センター 子育で支援総合センター

子育て支援総合センターの充実

民生委員・児童委員の役割と取り組み

〇役割

・区や関係機関、地域と連携し、地域の課題の早期発見と早期解決に努めます。

○取り組み

. N	地域住民や町会・自治会との交流を増やし、民生委員・児童委員活動に協力してもらうとともに、研修などで自らの質の向上に努めていきます。
必要な取り組み	社会福祉協議会をはじめ、高齢者支援総合センターや高齢者みまもり相談室、保健センター、子育て支援総合センターなど、他の機関との連携を図っていきます。
	複雑化・多様化が進む子どもに関する問題に適切に対応するために、学校など
	との情報共有が大切だと考えています。子育て支援総合センターや児童館など
 取り組みの実例	とも連携しています。[主任児童委員 岸田玲子さん]
取り組みの天例	「健康体操」や「ミニデイ」に参加して、地域の方々との交流から地域の情報を得ていま
	す。毎年の「お花見会」にも地域の方が大勢集まり、普段会えない方ともお話しができ
	る機会になっています。[民生委員・児童委員 櫻井ナツミさん]

社会福祉法人(福祉施設)の役割と取り組み

○役割

・地域に密着した施設、専門性を持った施設として、利用者はもとより地域住民の相談支援機 関となるよう取り組んでいきます。

○取り組み

必要な取り組み	高齢者や子育て世帯など、地域住民との交流を深め、相談を受けたり、必要な
必安な取り組み	サービスにつなげたりしていきます。
	地域懇談会を年2回開催して地域住民・自治会員などと懇談し、地域にとって
	身近な高齢者福祉施設としての役割を果たせるよう努力しています。[シルバー
取り組みの実例	プラザ梅若]
	地域の子育て支援のため、子育て世帯を対象に子育て講座を開催したり、園の
	遊具で遊んでもらったりしています。[ナースリー保育園]

各支援センター・児童館の役割と取り組み

〇役割

・対象者ごとの相談支援機能を充実させることに加え、総合的に相談を受けられるように努めます。

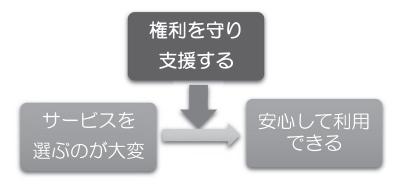
必要な取り組み	複雑な問題に対して支援センター同士が連携して支援にあたれるよう、日頃からの協力関係をつくります。
取り組みの実例	民生委員・児童委員、社会福祉協議会、高齢者みまもり相談室と連携し、ふれ あいサロンで制作活動やおはなし、絵本の読み聞かせなどを行い、乳幼児親子 と高齢者の交流の機会として運営しています。[墨田児童会館]

区民が安心して利用できる福祉サービスを提供する

取り組みの方向性(2)

支援が必要な人の権利を守る

介護保険の制度や障害者の制度では、生活や介護のためのサービスは利用者が自分で選び、事業者と契約するようになっています。認知症の方や知的・精神障害のある方、身寄りがない方などは、自分一人でサービスを選んでいくのが難しく、ときには詐欺や虐待にあう恐れもあります。こうした人の権利を守り意思決定を支援していくしくみがますます重要になっています。



これまでの取り組みと成果

【平成27年度までの到達目標】(前期計画から引用)

- ◆ 判断能力が不十分な人の権利擁護事業や成年後見制度について、多くの区民が理解し、必要な人が利用しています。
- ◆ 社会貢献型後見人(市民後見人)が育成され、活動しています。
- ◆ 社会福祉協議会(すみだ福祉サービス権利擁護センター)が実施している苦情相談、苦情調整委員会が、よく知られ、適切に利用されています。
- ◆ 高齢者・障害者・児童における虐待防止ネットワークの機能強化により、虐待防止・早期発見・ 当事者の支援等に迅速な対応が行われ、高齢者・障害者・児童の権利が擁護されています。

成年後見制度の利用を支援する制度のうち、区が申立てを支援する制度については、利用が大きく進んでおり、身寄りのない方や金銭面での虐待を受けている方などの権利を守ることができています。

社会福祉協議会のすみだ福祉サービス権利擁護「センター(以下、権利擁護センター)にも、認知症の方の家族や支援者を中心に相談者が訪れ、その方の状況に応じたアドバイスを受けることができています。

市民後見人については、区独自の養成研修「を開始したことにより、計画の目標を上回る人数が育成されました。同じ地域で暮らす住民の視点から、本人の気持ちに寄り添った支援が行われています。

≪ヒアリングから≫

・父親が認知症で、息子が引きこもりというケースがあった。市民後見人が父親の後見人になり、借金の清算、息子の就労という形で支援が進んでいった。(権利擁護センター)

区の高齢者の状況や住まいの状況から、今後もアパートやマンション等で一人暮らしをする高齢者が増え、認知症の方も増えてくると思われます。

その中で、成年後見制度自体の周知に加え、権利擁護に関する相談窓口である権利擁護センターの存在を一般の区民に広く知ってもらうことも必要です。とりわけ、支援が必要な方の家族、ケアマネジャーなどの支援者、福祉施設や医療機関、区の各支援センターなどが、権利擁護センターでどのような支援が受けられるのかを十分に理解し、相談しやすい環境になっていることが重要です。

市民後見人の拡充については、本人の抱える問題が複雑化¹してきており、市民後見人へのサポートがさらに必要なため、法人後見²も視野に入れた支援体制の充実が求められています。

≪ヒアリングから≫

- ・センターの機能は関係機関にはよく知られており、高齢者支援総合センター や保健センターと常に連携している。 (権利擁護センター)
- ・周知に努めているが、「権利擁護」という言葉が定着しておらず、センターの機能がなかなか一般の区民に伝わらない。(権利擁護センター)

≪ヒアリングから≫

・成年後見制度について、名前は知っているが、内容が難しく、申立の書類も難しいという印象がある。(障害者団体)

平成32年度の目指すべき地域の姿

◆ 福祉サービスを必要とする区民の権利が守られ、適切なサービスを利用して地域で安心して 暮らしています。

これからの取り組み

安心して福祉サービスを選び、利用できるように、契約において弱い立場にある方の金銭管理や 財産管理のサービスを充実させていきます。とりわけ認知症や知的障害、精神障害などにより判断 能力が不十分となった方やその家族、支援者に対する相談・利用支援体制を充実させていきます。 資産や収入が少なくても、また身寄りがなくても、制度の利用がしやすいように、市民後見人を増 やすとともに、助成制度を整えていきます。地域で暮らす誰もが、自分の気持ちを尊重され、住み 慣れた地域で自分らしく生きていくことができるよう、プラットフォームにおける各主体の連携に よって地域全体で支えていきます。

¹ 本人(成年被後見人等)自身の対人関係の問題、家族の障害や病気、虐待や相続に関する争いなど。

² 弁護士や家族などが選任される「個人後見」に対し、社会福祉協議会やNPO法人などが後見人に選任されるのが「法人後見」。

各主体の役割と取り組み

区の役割と取り組み

〇役割

・区民の権利を守るために、必要な人が必要な支援につながるよう、制度の周知と利用の支援に努めます。特に成年後見制度の相談窓口が区民にわかりやすくなるよう、権利擁護センターと連携していきます。

○取り組み

09 成年後見制度の利用支援

(厚生課)

事業概要

成年後見制度に関して、身寄りがいない場合等の区長による申立て、申立て費用や後見人への報酬費用の助成、後見人として支えてくれる区民(市民後見人)の育成など、制度を必要とする人が利用しやすいしくみをつくります。

これまでの実績

事業目標(平成 28 年度から平成 32 年度)

【数値的な実績】(H26)

成年後見区長申立:57 件 報酬助成:19 件 市民後見人養成研修受講者:16 名

【質的な実績】

認知症の高齢者を中心に、成年後見制度の利用が進んでいます。報酬助成により、収入や資産が少ない方でも利用しやすくなりました。

市民後見人の養成を区独自に推進し、地域での 社会貢献に意欲のある方の学びの場、活動の場 となりました。 事業自標 (下級 25 平及 2 5 下級 52 平度 2 5 下級 52 下

市民後見人養成研修受講者:20名(毎年度)

【質的な目標】

区長申立にあたり、高齢者福祉課との連携を強め、迅速かつ適正な申立てにより権利侵害を防ぎます。また、障害者福祉課及び各保健センターと連携し、知的障害者、精神障害者の利用が増えるようにします。

市民後見人養成研修に区民が参加しやすいよう、権利擁護センターとともに工夫します。

高齢者に対する虐待の防止

障害者に対する虐待の防止

) 児童に対する虐待の防止

高齢者福祉課

障害者福祉課

子育て支援総合センター

区民の役割と取り組み

〇役割

- ・成年後見制度について理解を深め、身の回りに認知症の方や知的・精神障害の方がいた場合に、適切なアドバイスをし、必要に応じて権利擁護センターを紹介できるようにします。
- ・市民後見人養成研修に参加し、困っている方を地域で支えるために活動します。

必要な取り組み	市民後見人養成研修に応募し、さまざまな知識や実践研修を経たのちに、後見人として選任を受け、困っている方を支えます。
	八として医性を支げ、困りている力を支えよう。
取り組みの実例	監督人である社会福祉協議会をはじめ、さまざまな方のサポートを受けながら 後見人としての活動を続けています。身近にいることを活かし、ご本人の日常 生活での不安を取り除いてあげられるよう心掛けています。[市民後見人 髙橋 正子さん]

社会福祉協議会の役割と取り組み

〇役割

- ・認知症や知的障害、精神障害などの状況に合わせ、金銭や不動産などの管理について必要な 制度が利用できるよう、相談と支援を一体的に行います。
- ・市民後見人や生活支援員など、地域住民の力を支援に活かし、本人の気持ちに寄り添った権 利擁護を推進します。

○取り組み

10 市民後見人の育成・支援

(社会福祉協議会 権利擁護センター)

事業概要

成年後見制度が必要な方を地域で支えるしくみとして、市民後見人の育成と支援を行います。市民後見人養成研修の内容の充実を図るほか、研修修了者にフォローアップを行い、支援力を強化します。

研修修了者の受任支援を行い、後見人等を受任した市民後見人には、社会福祉協議会が監督人として支援します。

_	4 +	-	$ \mathcal{L} $	口女主
_	れま	. (*)	ノノラ	貝がラ

事業目標(平成 28 年度から平成 32 年度)

【数値的な実績】

養成研修修了者:46 名(H27 年 9 月時点) 市民後見人受任累計件数:25 件(H27 年 9 月時点)(H26 は 10 件増)

【質的な実績】

市民後見人が、親族がいない方などの後見 人となり、財産管理や身上監護、施設入所 などの支援をしています。

研修修了者の約7割は、地域福祉権利擁護 事業の生活支援員としても活動しており、 利用者や支援者とのつながりを強めていま す。 【数値的な目標】

養成研修修了者:15名(毎年度)

市民後見人受任件数:10件(毎年度)

【質的な目標】

高齢者福祉課や高齢者支援総合センター等との 連携を強化することにより、市民後見人の利用 を促進するしくみづくりを進めます。

研修修了者を活用した法人後見の開始について 検討します。

研修修了者が活躍できる多様な場づくりを進め ます。

- 成年後見制度の利用支援(報酬助成など)
 - 権利擁護相談
 - 地域福祉権利擁護事業
 - 福祉サービスに関する苦情受付

権利擁護センター

権利擁護センター

権利擁護センター

権利擁護センター

各支援センター、事業者などの役割と取り組み

〇役割

・権利擁護センターとともに、認知症の高齢者を支えるプラットフォームをつくります。

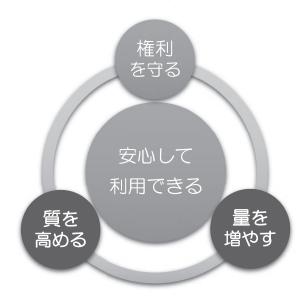
-	必要な取り組み	認知症の高齢者に関わるさまざまな機関がお互いにつながり、課題を持ち寄り、解決策をみんなで考えていきます。
		成年後見制度について、地域住民が学びあう機会を提供します。
	取り組みの実例	見守りネットワーク会議に、権利擁護センターや警察、消防などの関係者が集まり、話しあいを行っています。[各高齢者みまもり相談室]
		地元の信用金庫が地域の高齢者の認知症に気づき、権利擁護センターの支援につながることがあります。

区民が安心して利用できる福祉サービスを提供する

取り組みの方向性(3)

福祉サービスの量と質を確保する

福祉サービスを必要とする人が、自分でサービスを選択でき、安心して利用できるためには、権利を守ることに加え、必要なサービスの量と質が確保されていることが求められます。



これまでの取り組みと成果

【平成27年度までの到達目標】(前期計画から引用)

- ◆ 福祉サービス事業者が、福祉サービス第三者評価制度等の外部評価を受けています。
- ◆ 第三者機関による評価制度がよく知られており、サービスの選択に適切に利用されています。

区立の福祉施設(公設民営の保育園、特別養護老人ホームなども含む)では、福祉サービス第三者評価を3年に1回受けており、サービスの質の向上に役立てられています。また、民間施設においても毎年約40施設が受審しています。福祉サービス第三者評価の結果は、ウェブサイト等で公開され、保育所等を選ぶ際の参考となっています。

このほか、社会福祉協議会では住民参加による在宅福祉サービスの提供が推進されてきました。

すみだハート・ライン 21 (以下、ハート・ライン)、 ミニサポート事業、ファミリー・サポート・センター (以下、ファミリー・サポート) の 3 つの取り組みで は、介護保険制度などの公的な制度でまかなえない部 分について、地域の協力会員などの方々によって、家 事援助サービス、在宅子育て支援サービスなどを低料 金で利用することができるようになっています。

≪ヒアリングから≫

・ハート・ライン、ミニサポート事業では、たくさんの方が協力会員や協力員になってくださり、サービス利用を希望される方にほぼ提供できるようになっている。(社会福祉協議会)

福祉サービス第三者評価制度については、一般の区 民に周知が進んでいない面があり、サービスの選択に 役立てられるよう、よく知られるための取り組みが求 められています。あわせて、民間施設の受審を促進し ていく必要があります。

ハート・ライン、ミニサポート事業においては、一 人暮らしの高齢者など、地域で孤立しがちな方が利用 者となることが多く、利用者の生活を支える一員とし て、地域住民や介護事業者等とのつながり・連携を強 めていくことが必要になっています。

ファミリー・サポートでは、支え手となるサポート 会員が不足しており、これも課題となっています。

≪ヒアリングから≫

・ハート・ラインなどで地域との連携を 密にしているので、困っている方につ いての情報提供を、町会・自治会から もらい、支援につなげられることがあ る。(社会福祉協議会)

≪ヒアリングから≫

・ファミリー・サポートでは、ファミリー会員が増えても、サポート会員がなかなか増えない。ファミリー会員とサポート会員ともに同数の人数にしたい。(社会福祉協議会)

平成32年度の目指すべき地域の姿

- ◆ 地域の課題に応じ、公的なサービス、住民参加型のサービスが十分に提供されています。
- ◆ 福祉サービス第三者評価制度などにより、福祉サービスの質が高まり、安心して利用できるようになっています。

これからの取り組み

福祉サービス事業への企業やNPO等の新規参入・サービスの拡大を促進します。また、さまざまな地域福祉の担い手と区との協働により、多様化・複雑化する地域のニーズや課題の把握に努め、住民参加型のサービスをはじめとした、柔軟かつきめ細かなサービスの創出・提供を推進していきます。

福祉サービス第三者評価の受審を勧奨し、サービスの情報が利用者に伝わりやすくするとともに、事業者の研修や相互の交流、情報交換などを通じて、福祉サービスの質の確保・向上を図ります。

各主体の役割と取り組み

区の役割と取り組み

〇役割

・福祉サービスが適切に選択・利用できるように、サービスの質と量の確保及び適切に選択で きるシステムの整備に努めます。

○取り組み

11 福祉サービス第三者評価制度の推進

(厚生課)

事業概要

福祉サービス事業者、利用者以外の第三者機関によりサービスを評価・点検するしくみである「福祉サービス第三者評価制度」を推進します。

これまでの実績

事業目標(平成 28 年度から平成 32 年度)

【数値的な実績】(H23~H26)

○区立施設の審査数 76

原則として、3年に1回受審。

(内訳)

保育園:43、特別養護老人ホーム:6 障害者施設:15 など

○民間施設の受審数 165 区又は都が費用助成。

(内訳)

認可保育所:26、認証保育所:37 特別養護老人ホーム:10 認知症対応型共同生活介護:35

障害者通所在宅系サービス:28 など

【質的な実績】

客観的な視点でサービスを評価することで、福祉サービスの質の向上を事業者自らが把握し改善につなげるとともに、その状況を区民・利用者に区・都等のホームページを通じて公表し、安心して利用できる状況となりました。

また、これらの事業者の取組は、区・都が実施する指導検査においても活用され、事業者への適切な指導・助言をすることにより、更なる福祉サービスの向上が図られました。

【数値的な目標】

区立施設の受審を引き続き3年に1回実施します。

民間施設については、少なくとも3年に1回実施されるように更なる受審の促進と助成を行っていきます。

5年間で180施設の受審を予定しています。

【質的な目標】

事業者自らが利用者のニーズを把握し、それに 応える多様なサービスの提供及びサービスの 質の向上への取り組みを行うことを促進して いきます。

また、第三者の評価によるサービスの質の情報 を区民、利用者によりわかりやすく公開することで、利用者等のサービスの選択等に寄与し、 利用者本位の福祉を進めます。

社会福祉協議会の役割と取り組み

〇役割

・地域のニーズや課題に対し、住民参加によるサービス提供を推進し、地域で支えあい・助けあう形をつくっていきます。

○取り組み

12 すみだハート・ライン 21、ミニサポート事業、ファミリー・サポート・センター (社会福祉協議会 ボランティアセンター分館)

すみだハート・ライン 21:住民同士の助けあい活動として、家事援助を中心とした在宅福祉サービスを提供します。

事業概要

ミニサポート事業:電球の交換など日常生活でのちょっとした困りごとに、地域の協力員 が訪問してサービスを提供します。

ファミリー・サポート・センター:保育園や学童保育の送迎などを地域のサポート会員が 支援する、子育ての相互支援活動を行います。

_	ل مل	+	_		\Rightarrow	4
_	れし	本	(,	U)	実	和

【数値的な実績】 (H26)

ハート・ライン協力員 166 人 ハート・ライン利用会員 276 人

ミニサポート事業協力会員 142人

ファミリー・サポートのファミリー会員 533 人 ファミリー・サポートのサポート会員 130 人 サポート会員の新規登録数 25 人

【質的な実績】

ハート・ラインとミニサポート事業との定期合同 事業説明会を行い、一体的な協力員の確保につな ぐことができました。

地域の町会や企業、団体とのつながりをつくり、 協力してもらっています。

事業目標(平成 28 年度から平成 32 年度) 【数値的な目標】

ハート・ライン、ミニサポート事業では、定期的な合同事業説明会を開催し、協力会員・協力員を増やしていきます。

ファミリー・サポートについても子育て総合 支援センター等と連携し、多様な研修を設定 しサポート会員を増やしていきます。 サポート会員の新規登録数 100 人(年度あた

サポート会員の新規登録数 100 人 (年度あたり 20 人)

【質的な目標】

介護保険制度の改正による新しい総合事業についても区と連携し、対応していきます。 子育て支援総合センター等の関係機関と連携 し、支援を進めます。

社会福祉法人(福祉施設)の役割と取り組み

〇役割

・福祉サービス第三者評価を活用するなど、利用者の立場に立って、サービスの質の向上を進めていきます。

必要な取り組み	福祉サービス第三者評価によりサービスの課題を把握し、利用者の声を活 かして改善していきます。
取り組みの実例	普段からのアンケートや面談に加え、毎年福祉サービス第三者評価を受け、 保育園の改善に活かしています。利用者への情報公開と理念の共有を大切 にして、保護者との信頼関係を築いています。[小梅保育園]

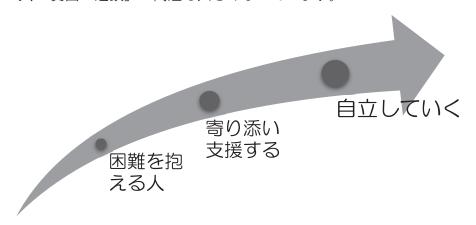
区民が安心して利用できる福祉サービスを提供する

取り組みの方向性(4)

生活に困難を抱えている人の自立を支援する

雇用情勢が厳しさを増す中、生活に困難を抱えている人が増加しています。失業者、引きこもり、 ニートなど、生活保護に至るリスクの高い人に対し、生活を立て直すことができるよう、再就職の 支援や生活安定のための支援が必要になっています。

また、生活保護を受給している世帯に対しては、各世帯の状況に応じた視点¹での支援が求められます。生活保護受給世帯の子どもが大人になっても低収入の仕事につくことが多く、貧困から抜け出せないという、「貧困の連鎖」の問題も大きくなっています。



これまでの取り組みと成果

【平成27年度までの到達目標】(前期計画から引用)

- ◆ 地域団体等と区との連携・協働のもと、生活保護受給者が地域の一員として充実した生活を送る ことをめざす、社会生活の自立支援の充実が図られています。
- ◆ ホームレスや経済的に困窮している人が、孤立することなく生活をしています。

生活保護の自立支援プログラムが充実されてきており、就労による経済的な自立だけでなく、社会的なつながりを回復したり、就労の意欲を呼び起こしたりする取り組みが行われ、元ホームレスの方が地域になじんでいったり、ボランティア活動によって地域の施設とつながったりしています。

≪アンケートから≫

・生活保護受給者が施設でボランティア 活動をしてくれていて、社会的なつな がりが生まれている。(社会福祉法人)

¹ 就労等で収入面での自立を目指す(経済的自立)、心身の健康を回復し自立した日常生活をおくる(日常生活自立)、社会的なつながりを回復し地域社会の一員として充実した生活を送る(社会的自立)といった視点。

生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に至る リスクの高い方々への支援がいっそう求められていま す。他の自治体から転入してきた人や、引きこもりの 人などの、自分から相談に行きづらい人、相談支援機 関とつながりにくい人もいます。

「子どもの貧困」「への対策においては、区の福祉部門と教育部門が連携し、生活面での支援と学習面での支援を両立させていくことが課題です。その中で、家庭、地域、児童館といった子どもの生活の場と、学びの場である学校との協力関係も重要になっています。

≪ヒアリングから≫

- ・家族関係が希薄になり、本来頼れるはずの子どもや兄弟に頼れない人が増えている。(民生委員・児童委員協議会会長会)
- ・引っ越してきて、地域のつながりがつくれないまま引きこもってしまう人がいる。(民生委員・児童委員協議会会長会)

≪ヒアリングから≫

・母子家庭やひとり親が増えた。保健センターや学校教育と主任児童委員との連携が重要。(民生委員・児童委員協議会会長会)

平成32年度の目指すべき地域の姿

- ◆ 貧困により日常生活に支障をきたすことがなく、誰もが自立した生活を送り、また、自立をめ ざして前向きに暮らしています。
- ◆ 子どもたちが、家庭の環境に左右されず、安定した生活を送り、十分な教育を受け、豊富な 選択肢の中から自分の将来を選ぶことができます。

これからの取り組み

生活保護受給世帯に対し、世帯の状況に合わせた自立を支援していきます。特に地域の中で社会的なつながりをつくり、充実した生活を送ることを目指します。また、子どもに関わる機関がプラットフォームで連携を強め、生活に困窮している家庭の子どもへの支援を行っていきます。

地域には、ホームレス、失業者、引きこもり、ニートなど、さまざまな困難を抱える方が暮らしており、その中には、自ら声をあげることができず、相談機関につながりにくい場合もあります。 自立相談支援体制を充実させ、このような方に寄り添い、孤立を防止し、日常生活、社会生活を支援していきます。

¹子どもの貧困:経済的に困窮している世帯の子どもたちが、安定した家庭生活や十分な学習の機会が与えられず、将来への夢や希望を持てなくなってしまうという問題。

区の役割と取り組み

〇役割

・生活保護を受給している方、生活に困窮している方への生活相談を実施し、自立に向けた必要な支援を行っていきます。

○取り組み

13 生活保護受給者自立支援プログラム

(生活福祉課)

生活保護受給世帯に対し、就職活動の支援、社会参加の支援、日常生活の支援、進学の支援を行い、世帯の状況に沿った自立(就労自立、日常生活自立、社会生活自立)を図っています。

事業概要

- ・「生活保護受給者等就労支援事業」ハローワーク活用プログラム
- ・就労支援相談員活用プログラム ・墨田区母子自立支援プログラム
- ・被保護者社会参加促進事業(被保護者就労意欲喚起等プログラム)
- ・被保護者居宅生活移行支援事業(被保護者居宅生活移行支援プログラム)
- ・元ホームレス被保護者自立生活支援プログラム
- ・高校進学等支援プログラム
- ・債務整理支援プログラム

これまでの実績

事業目標(平成28年度から平成32年度)

【数値的な実績】(H26)

ハローワーク活用プログラム

参加者: 219 人 達成者: 141 人 被保護者就労意欲喚起等プログラム 参加者: 106 人 達成者: 74 人

元ホームレス被保護者自立生活支援プログラム

参加者:108人 達成者:98人

【質的な実績】

平成 25 年度に開始した被保護者社会参加促進事業(被保護者就労意欲喚起等プログラム)では、被保護者がボランティアを行うなど、社会的自立の第一歩を踏み出すことができました。

【数値的な目標】

プログラムの質を高め、自立世帯を増やします。

【質的な目標】

世帯の状況に沿った支援を行い、自立を促します

1 4 生活困窮者自立支援事業

(生活福祉課)

事業 概要 生活困窮者自立支援法に基づき、生活や仕事の不安、住居の不安などを抱える生活困窮者 (生活保護受給者を除く)の相談窓口を平成27年度から開設しました。相談支援員が相 談者に寄り添い、他の機関と連携しながら、自立に向けた支援を行います。

これまでの実績

事業目標(平成 28 年度から平成 32 年度)

【質的な実績】(H27)

生活福祉課に生活支援係を新設し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、 子どもの学習支援事業 を開始しました。

【質的な目標】

相談者の意志を尊重し、生活困窮に関する様々な課題 を紐解きながら、各種制度及び事業の活用と、これに 関係する機関と連携を図り、相談者の自立を支援しま す。

¹ 貧困の連鎖の防止のため、生活保護受給世帯の子どもも対象としている事業です。

町会・自治会の役割と取り組み

〇役割

・区民一人一人が、自立した生活を継続できるよう努力するとともに、家族や近隣の人々を見 守り・支援し、お互いに助けあって生活していきます。

○取り組み

必要な取り組み	地域住民それぞれが見守り・支援しながら生活していくため、見守り活動を行うととも に、地域での情報交換を行っていきます。
取り組みの実例	町会員はもちろん、町会員ではない人も見守り、必要に応じて個別訪問をしています。 [江東橋一丁目ゆうわ福祉委員会(小地域福祉活動)]

NPOの役割と取り組み

〇役割

・生活に困難を抱えている人が社会的なつながりを維持・回復し、自立に向かえるよう支援します。

○取り組み

.V == +> Fg 40 7.	生活に困難を抱えている人が地域で自立し、役割を持って生活できるよう、生活保護受給者・生活困窮者と地域とのつながりをつくります。
必要な取り組み	「子どもの貧困」への対策として、学習支援を行い、子どもの学習の機会を増やします。
取り組みの実例	アパートや民間の宿泊施設、簡易旅館で生活を送る被保護者を対象として、園芸教室や健康教室などの講習会を開催し、自立にむけた生活をサポーしています。[NPO法人 自立支援センターふるさとの会]
	中学生を対象として、子どもたちとコミュニケーションを取りながら学習支援 を行っています。[NPO法人 キッズドア]

児童館の役割と取り組み

〇役割

・「子どもの貧困」への対応として、児童館自体が子どもの安心・安全な居場所となることに加 え、地域を巻き込んで子どもにやさしいまちづくりを進めていきます。

必要な取り組み 日頃の活動の中で、貧困の状態にある子どもの存		日頃の活動の中で、貧困の状態にある子どもの存在に気づき、地域の子育て力
も活かしつつ、学習支援等を行っていきます。		も活かしつつ、学習支援等を行っていきます。
	取り組みの実例	学習支援のため、小学生学習会や中学生学習会を毎週行い、大学生や元教員の 方にボランティアで教えてもらっています。[墨田児童会館]

基本目標2「区民が安心して利用できる福祉サービスを提供する」 に関する活動を紹介します

活動紹介《民生委員 · 児童委員活動》

民生委員は、地域で活動する福祉ボランティアです。地域内の高齢者や生活に困った方、子どもや家庭の悩みや困りごとを行政サービスにつなげることがその活動の中心です。また、民生委員は児童委員を兼ねており、児童委員の中から児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員が指名され、担当区域を持つ児童委員と区内全域を担当する主任児童委員が協力しながら活動を行います。





一方で地域住民に向けては、行政サービスにつなげる窓口であり、守秘義務がある民生委員・児童委員が身近にいることをPRし、行政サービスを知らずにいるということがないよう周知していくために、活動のパネル展示や、すみだまつり・こどもまつりでのブース出展なども行っています。

[墨田区民生委員・児童委員協議会]

活動紹介《市民後見人》



「感謝の言葉や笑顔をもらえて嬉しい」「人の役に立てて毎日が充実している」「誰かに必要とされていることが喜び」「同じ思いを持つ仲間が出来て楽しい」・・・活躍中の市民後見人の感想です。

区と社会福祉協議会では「市民後見人養成研修」を毎年開催しています。約1年間の研修を終えた方が次々に市民後見人となり、それぞれが自らの経験を活かして困

っている方を支援しています。

活動中は、必ず社会福祉協議会が監督人としてさまざまなサポートを行うので安心して取り組めます。

「何か地元の役に立ちたい」「これまでの経験を活かしたい」「同じ思いを持つ友人が欲しい」そんな思いを抱いている方は、ぜひ市民後見人の活動に参加してみてください。 [墨田区社会福祉協議会権利擁護センター]



取り組み内容

活動紹介《すみだハート・ライン21、ミニ・サポート事業》

墨田区社会福祉協議会では、日常生活で手助けが必要な高齢の方や障害のある方、産前産後の方を対象に、継続的な家事援助(掃除・炊事・買い物・外出の付添など)をお手伝いする「すみだハート・ライン 21 事業」と、継続的でない日常のちょっとした困りごと(蛍光灯の交換・粗大ごみ出し・買い物等)をお手伝いする「ミニサポート事業」を行っています。



利用された方からは、「掃除をする時にかがむのが辛かった



ので、助かっています」「天井が高くて、蛍光灯が換えられなかったので助かりました」「粗大ごみが出せて、ホッとしました」などと、喜ばれています。

どちらの事業も 18 歳以上で活動に関心のある地域の方が登録をして協力員となり、さまざまな地域の支えあい活動をしています。

[墨田区社会福祉協議会 すみだボランティアセンター分館]

活動紹介《ファミリー・サポート・センター》



ファミリー・サポート・センターは、地域の子育てを支援するため、子育ての手助けを必要とする方(ファミリー会員)と、子育てのお手伝いができる方(サポート会員)とをつなぐ会員組織です。

例えば、お子さんの保育園や幼稚園、学童保育などの送迎や預かり、保護者の外出時のお子さんの預かりなどのニーズがある場合に、子育てのお手伝いができるサポート会員を紹介します。

サポート会員の方からは「人見知りをしていた 子が、笑って手を振ってくれるようになりました」 「子どもの成長を見ることができて、楽しく活動 しています」などの声が聞かれます。また、ファ ミリー会員の方からは「定期的な残業があるので、 保育園のお迎えと預かりをしてもらえてとても 助かっています」などと喜ばれています。

[墨田区社会福祉協議会 すみだボランティアセンター分館]

